

令和7年度

## PTA総会（資料）

- ①令和6年度 PTA 事業活動報告
- ②令和6年度 PTA 会計決算報告
- ③令和7年度 PTA 事業活動計画(案)
- ④令和7年度 PTA 会計予算計画(案)
- ⑤岸和田市立桜台中学校 PTA 規約
- ⑥岸和田市立桜台中学校 PTA 弔慰規定

岸和田市立桜台中学校 P T A

## 令和6年度 PTA事業活動報告

日時	曜日	事業内容	事業項目
4月5日	金	入学式(桜台中体育館)	R5年度会長(御祝辞)・役員
4月19日	金	PTA役員会(桜台中校長室)	五役員・校長・教頭・首席
4月20日	土	光明地区福祉委員会総会(光明地区公民館)	会長・校長
4月20日	土	常盤地区市民協議会総会(桜台市民センター)	校長
5月1日	水	PTA総会(紙面開催)	全会員
5月17日	金	岸和田市PTA協議会総会(岸和田グランドホール)	協議員・校長
5月22日	水	PTA役員会・実行委員会(桜台中)	五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
5月23日	木	岸和田市学校給食献立作成協議会(岸和田市給食センター)	協議員
5月26日	日	常盤ふれあいカーニバル(常盤小学校)	会長・教頭 (常盤校区実行委員)森岡、杉本
6月14日	金	I学期PTA広報誌作成(桜台中図書室)	広報委員
6月18日	火	I学期PTA広報誌作成(桜台中図書室)	広報委員
6月21日	金	校内園芸活動(桜台中)	環境整備委員会
7月3日	水	PTA役員会・実行委員会(桜台中)	五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
7月9日	火	朝のあいさつ運動(桜台中)	健康安全・補導委員会
7月17日	水	第1回桜台中学校学校協議会(桜台中校長室)	会長・校長・教頭・首席
7月19日	金	I学期PTA広報誌発行	広報委員
8月28日	水	桜台中学校PTA役員OB会(紅葉)	会長・副会長・副会長・校長・教頭・首席
9月10日	火	朝のあいさつ運動(桜台中)	健康安全・補導委員
9月11日	水	PTA役員会・実行委員会(桜台中)	五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
10月11日	金	体育大会(桜台中)	会長(御挨拶)・役員
10月15日	火	給食選品会(岸和田市給食センター)	協議員
11月5日	火	桜台地区清掃(校区内各所)	環境整備委員・全教職員
11月12日	火	朝のあいさつ運動(桜台中)	健康安全・補導委員
11月13日	水	PTA役員会・実行委員会(桜台中)	五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
12月2日	月	校内園芸活動(桜台中)	環境整備委員会
12月3日	火	PTA社会見学(キリンビール神戸工場 他)	文化委員
12月18日	水	第2回桜台中学校学校協議会(桜台中校長室)	会長・校長・教頭・首席
12月24日	火	PTA広報誌発行(2学期号)	広報委員
12月23日 ~1月19日		次年度PTA役員・実行委員選出会議(各町会館・公民館・桜台中図書室など)	各ブロック実行委員
1月14日	火	朝のあいさつ運動(桜台中)	健康安全・補導委員
1月29日	水	PTA役員会・実行委員会(桜台中)	五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
2月10日	月	岸和田市PTA交流会(南海浪切ホール)	校長
3月5日	水	PTA新旧役員会・実行委員会(桜台中)	新旧五役員・実行委員・ 校長・教頭・首席・各委員会担当教員
3月7日	金	校内園芸活動(桜台中)	環境整備委員
3月11日	火	朝のあいさつ運動(桜台中)	健康安全委員
3月14日	金	卒業証書授与式(桜台中)	会長(御祝辞)・五役員
3月19日	水	第3回桜台中学校学校協議会	会長・校長・教頭・首席
3月24日	月	PTA広報誌発行(3学期号)	広報委員
4月7日	月	令和7年度入学式(桜台中)	会長(御祝辞)・五役員

# 令和6年度 PTA会計決算報告

岸和田市立桜台中学校

## 【収入の部】

項目	予算額	決算額	摘要
会費	1,890,000	1,982,250	3,000円×658世帯+転入生分計8,250円
職員会費	135,000	152,750	3,000円×50人+1000円+1750円
前年度繰越分	498,077	498,077	
雑収入	12	756	利息
合計	2,454,899	2,633,833	

## 【支出の部】

項目	節	予算額	決算額	摘要
運営費	会議・通信費	50,000	13,793	行事等案内郵送料、封筒代
	消耗品費	50,000	5,550	文具代、用紙代、備品代等
	分担費	100,000	97,550	市PTA協議会会費、分担金、安全会費、研究協議会費等
	慶弔費	60,000	44,728	供花、弔電費
運営費合計		260,000	161,621	

事業費	文化活動費	150,000	133,930	社会見学費用
	広報活動費	420,000	408,000	PTA広報紙発行関連費用(年3回)
	健康安全活動費	130,000	69,960	AED維持費、備品等
	環境整備活動費	100,000	15,096	学校整備費、美化活動費
	補導活動費	10,000	-	補導啓発活動費用、校区巡視費用等
事業費合計		810,000	626,986	

研究奨励費	学業奨励費	400,000	399,256	学校行事費用、卒業記念品代等
	進路指導費	40,000	18,970	進路指導対策費
	生徒指導費	30,000	2,850	ボランティア活動費用等
	研究研修費	50,000	18,077	研修用備品等
	保健安全費	330,000	317,700	PTA活動保険、個人損害保険費用、生徒保健活動費用等
	生徒厚生費	150,000	77,726	学習環境改善費用等
	クラブ活動費	50,000	-	クラブ活動援助費、選手派遣費補助
	環境美化費	100,000	44,000	美化活動費用、清掃用具代、校舎修繕費用等
	印刷消耗品費	50,000	24,750	PTA活動印刷費、記念写真代、表彰状・額代等
印刷機運営費	77,000	77,000	高速印刷機保守契約料	
研究奨励費合計		1,277,000	980,329	
予備費		176,089	-	
合計		2,523,089	1,768,936	

## 【収入額】 【支出額】

2,633,833円 - 1,768,936円 = 864,897円

そこから100,000円を印刷機運営補助に、200,000円を50周年記念行事に向けて特別会計に繰り入れ  
864,897円 - 100,000円 - 200,000円 = 564,897円(次年度予算に繰り越します。)

## 【PTA特別会計決算報告】

●収入の部		
前年度よりの繰り越し		2,016,063円
預金利息		873円
PTA会計から繰入金		200,000円
	合計	2,216,936円
●支出の部		0円
●差引残高		2,216,936円

以上のとおり、一般会計・特別会計の決算報告をいたします。

令和7年3月28日

岸和田市立桜台中学校 PTA会長

柳本 純

同 会計

西出 祥子

同 会計

川北 賢二

会計監査の結果、関係諸帳簿、領収書、預金通帳等について、慎重且つ厳正に監査しましたところ、適正に整理・処理されていたことを認めます。

令和7年3月28日

岸和田市立桜台中学校 PTA会計監査

中林 諭

同 PTA会計監査

藤本 城二

# 令和7年度 PTA事業計画(案)

岸和田市立桜台中学校PTA

会議月等	総会・役員会 実行委員会	環境整備 委員会	健康安全・補導 委員会	文化委員会	広報委員会	学年委員会	学校行事 その他	府・市・地区 PTA協議会
4	役員会 4/24 総会(紙面開催)					令和5年度より 学年委員会は 必要がある場合に 当該学年委員と 教員で開催する	入学式 4/7 始業式 4/8 授業参観・進路修学旅行説明会 4/28 家庭訪問 4/30~5/8	光明地区福祉委員会総会 常盤地区市民協議会総会
5	役員会 実行委員会 5/15	専門委員会	あいさつ運動5/13 専門委員会	専門委員会	専門委員会		家庭訪問 4/30~5/8	市PTA協議会総会
6		校内園芸活動					2年生進路学習6/5、6 修学旅行6/10~6/12	泉南地区PTA大会
7	役員会 実行委員会 7/10	専門委員会	あいさつ運動7/8 専門委員会	専門委員会	専門委員会 広報137号 「桜台」発行		学期末懇談 7/11~16	泉南地区指導者講習会
8							始業式8/25	
9	役員会 実行委員会 9/4	専門委員会	あいさつ運動9/9 専門委員会	専門委員会	専門委員会		創立記念日 9/26	泉南地区指導者研修会
10		桜台地区清掃 10/31		社会見学			体育大会 10/17 授業参観・進路説明会 10/31	市PTA大会
11	役員会 実行委員会 11/13	専門委員会	あいさつ運動11/11 専門委員会	専門委員会	専門委員会		合唱コンクール 11/18 進路懇談会 11/19~25	
12					広報138号 「桜台」発行		期末懇談会 12/17~22	泉南地区PTA研究大会
1	役員会 実行委員会 1/15	専門委員会	あいさつ運動1/13 専門委員会	専門委員会	専門委員会		新入生説明会 1/27	市PTA研修会 府PTA研究大会
2				文化教室			大阪私学入試 2/10,11 公立高特別選抜 2/19,20 進路懇談会 2/26~28	
3	役員会 実行委員会 3/5 (新旧引き継ぎ)	校内園芸活動	あいさつ運動3/10 専門委員会		広報139号 「桜台」発行		公立高一一般選抜 3/11 卒業式 3/13	

○ 専門委員会・学年委員会は適宜開催する。

○ 府・市・地区のPTA協議会や大会等は会長や協議委員、役員、実行委員が参加する。 ※日程や予定が変更される場合もありますのでご了承ください。

## 令和7年度 PTA会計予算計画(案)

岸和田市立桜台中学校

### 【収入の部】

項目	前年度決算額	本年度予算額	摘要
会費	1,982,250	1,920,000	3,000円×640世帯
職員会費	152,750	150,000	3,000円×50名+1000円+1750円
前年度繰越分	498,077	564,897	
雑収入	756	1,000	利息等
合計	2,633,833	2,635,897	

### 【支出の部】

項目	節	予算額	摘要
運営費	会議・通信費	30,000	会議用ファイル代、行事案内郵送料
	消耗品費	50,000	文具代、用紙代、備品代等
	分担費	100,000	市PTA協議会会費、分担金、安全会費、研究協議会費等
	慶弔費	60,000	供花、弔電費
運営費合計		240,000	

事業費	文化活動費	150,000	社会見学、文化教室費用等
	広報活動費	420,000	PTA広報紙発行費用(年3回)
	健康安全活動費	130,000	AED維持費、ソフトバレー大会等費用、備品等
	環境整備活動費	100,000	学校整備費、美化活動費
	補導活動費	10,000	補導啓発活動費用、校区巡視費用等
事業費合計		810,000	

研究奨励費	学業奨励費	400,000	学校行事費用、卒業記念品代等
	進路指導費	40,000	進路指導対策費、進路関係書類郵送費等
	生徒指導費	30,000	ボランティア活動費用等
	研究研修費	50,000	研修謝礼、講師手土産品、研修用備品等
	保健安全費	330,000	PTA活動保険、個人損害保険費用、生徒保健活動費用等
	生徒厚生費	150,000	学習環境改善費用等
	クラブ活動費	50,000	クラブ活動援助費、選手派遣費補助
	環境美化費	100,000	美化活動費用、清掃用具代、校舎修繕費用等
	印刷消耗品費	50,000	PTA活動印刷費、記念写真代、表彰状・額代等
	印刷機運営費	77,000	高速印刷機保守契約料
研究奨励費合計		1,277,000	
予備費		308,897	
合計		2,635,897	

# 岸和田市立桜台中学校PTA規約

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は、岸和田市立桜台中学校PTAと呼び、事務所を岸和田市立桜台中学校に置く。

## 第2章 目的及び行動

第2条 本会は、生徒の幸福実現をめざし、会員の研修・相互理解を深めるために活動することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 生徒の教育振興、福祉増進のため活動する他の団体や機関と協力する。
2. 会員の教養を高めること。
3. その他、目的を達成するための必要な活動をする。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、特定の政党や宗教にかたよらず、また、営利を目的とする事業を行わない。

## 第3章 会 員

第5条 本会は、下記の会費を以て組織する。

1. 本校に在籍する生徒の父母、または保護者。
2. 本校の職員
3. 本会の趣旨に賛同し、実行委員会が入会を承認したもの。

第6条 本会会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第4章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入を支弁する。

第8条 会費は年間3000円とする。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役 員

第10条 本会に下記の役員を置く。

1. 会 長 1名 保護者から
2. 副会長 2名 保護者から
3. 書 記 2名 保護者から1名、教職員から1名
4. 会 計 2名 保護者から1名、教職員から1名
5. 会計監査委員 2名 保護者から

第11条 役員の実任は、次のとおりとする。

1. 役員の実任は総会で行い、指名委員によって指名された候補者及び当日議場から指名された各役員の実任者の中から、無記名投票多数決により選出する。ただし、会計監査委員は第13条に定める。
2. 役員の実任期は1ヶ年を原則とする。ただし、再任は妨げない。
3. 役員の実任欠については、細則で定める。

第12条 役員の実任は、次のとおりとする。

1. 会 長 本会を代表し、総会、実行委員会、各種委員会を招集し、会議の議長となる。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に支障のある時は、その代理を務める。
3. 書 記 本会に関する記録、通知、その他の書類を保管する。

4. 会 計 予算案作成、収入・支出の記録と領収書の保管、会計監査委員の監査を経て、総会の決算報告をする。
5. 会計監査委員 本会の経理を、年2回監査する。

## 第6章 会計監査

- 第13条 本会の経理を監査するために、学級委員の中より2名の監査委員を置く（ただし、学年委員長は除く）。
- 第14条 定期会計監査は、9月末と3月末に行うほか、必要に応じて随時行うことができる。
- 第15条 会計監査の結果は、総会において報告する。

## 第7章 指名委員会

- 第16条 役員候補者を指名するために、指名委員会を組織する。
- 第17条 指名委員の数と選出方法及び任務については、細則で定める。
- 第18条 指名委員会は、その任務が終了したときに自然に解任される。

## 第8章 委員会

- 第19条 本会は、第3条の事業（活動）を行うために、次の常置委員会を置く。
  1. 実行委員会
  2. 専門委員会
  3. 学年委員会
- 第20条 委員会の詳細は、細則で定める。

## 第9章 会 議

- 第21条 本会は、下記の会議を開く。
  1. 総会
  2. 実行委員会
  3. 専門委員会
  4. 学年委員会
- 第22条 総 会
  1. 総会は、全会員を以て組織され、本会の最高決議機関である。
  2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回開催する。臨時総会は、会長または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
  3. 総会は、会員の現在数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を以て出席にかえることができる。
  4. 総会は、予算、決算、役員その他重要な事項を決議する。
  5. 総会の議事は、出席会員の過半数で決める。
- 第23条 実行委員会は、会長が必要と認めた時、または、構成員の4分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第24条 各委員会は、それぞれ各委員長が招集する。
- 第25条 各委員会の決議事項は、会長に報告する。

## 第10章 附 則

- 第26条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て決める。

## 第11章 改 正

- 第27条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 細 則

- 第1条 実行委員会
1. 構 成  
役員  
地区委員  
校長・教頭  
9名（学校の職員の書記・会計を含む）  
若干名  
（ただし、会員の増加により、委員数を増加することができる）
  2. 任 務
    - イ. 事業計画の立案及び連絡承認
    - ロ. 議会に提出する議案、報告などの作成
    - ハ. 会の総合的な事務、事業などについての協議と運営
- 第2条 学年委員会
1. 学年別行事の実施時など必要に応じて、生徒が所属する学年の実行委員と担当学年の教職員を以て組織する。
  2. 任 務
    - イ. 学年と家庭の連絡を密にし、生徒の福祉に寄与する。
- 第3条 専門委員会
1. 組 織  
上記の学級委員（ただし、学年委員長を含む）及び地区委員と学校担当教職員を以て組織する。各専門委員会は、委員の互選により、地区委員から委員長を選ぶ。
  2. 種別と任務
    - イ. 環境整備  
生徒の教育的な環境、施設、設備、通学路の整備向上に努める。
    - ロ. 健康安全  
講習会（研修会）、見学会、スポーツサークル活動などを催し、会員ならびに生徒の健康安全の増進をはかる。地域ぐるみの校外生徒指導のため、校外補導や情報の交換により生徒の健全育成に協力する。
    - ハ. 広 報  
会員に対して、情報の伝達、意見の交換に努め、各種委員会の活動状況などを広報する。
    - ニ. 文 化  
会員の文化向上のため、講演会、研修会、社会見学、文化サークル活動を催し、また、地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- 第4条 指名委員会
1. 実行委員会の委員から代表数名、教職員より代表1名を以て組織する。
  2. 指名委員の合議により、指名委員長を決める（保護者から）。
  3. 任 務
    - イ. 役員候補者を指名する。
    - ロ. 指名委員は、指名に先立ち、本人の承諾を得ておく。
- 第5条 総会場からの指名
- 総会当日、指名委員の指名する候補者の他に、総会場から指名することもできる。この場合は、指名に先立ち、本人の承諾を得ておくこと。
- 第6条 役員補欠
1. 会長に欠員が生じた時は、副会長が昇格する。
  2. その他役員に欠員が生じた時は、実行委員会がそれを補充する。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 細則の改正
1. この細則は、実行委員会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
  2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

## 附 則

本規則は、昭和55年5月1日よりこれを実施する。

昭和57年5月6日、一部改正

昭和58年5月4日、一部改正

平成5年4月16日、一部改正

平成29年4月21日、一部改正

令和5年4月14日、一部改正

令和6年4月19日、一部改正

## 岸和田市立桜台中学校PTA弔慰規定

種別		通夜・会葬	香典等	通知先
生徒	本人	校長(学校代表) 教職員、PTA代表 生徒会代表 当該学級生徒	櫛(供花)又は供物 弔電	市教委 PTA役員 PTA実行委員
	親、又は、 親代わりの人	校長(学校代表) 担任 PTA代表	櫛(供花)又は供物 弔電	PTA役員 PTA実行委員 PTA会長・市のPTA役員の 場合は市教委
教職員	本人	校長(学校代表) 教職員 PTA代表 生徒会代表	櫛(供花)又は供物 弔電	市教委 PTA役員 PTA実行委員
	配偶者 本人の父母 子	校長(学校代表) 教職員 PTA代表	櫛(供花)又は供物 弔電	市教委 PTA役員
	配偶者の父母	校長(学校代表) 教職員	櫛(供花)又は供物 弔電	市教委

「補則」

- (1) 弔慰は、規定に従ってPTA慶弔費より処理する。
- (2) 上記以外の不慮の災害等については、必要に応じて役員会(実行委員会)で審議する。

昭和56年2月9日施行  
平成20年4月23日改訂  
平成24年3月31日改訂  
令和7年4月24日改定